

第2章 鉱区禁止地域の指定

本制度が施行された昭和26年1月から令和5年度末までに指定した鉱区禁止地域は、244地域、総面積682,820ヘクタールとなっている。これらの地域を主な指定理由別にみると、ダム及び貯水池・水源の保全を理由とするものが163地域と最も多い。なお、指定を解除したものはない（図2-2-1、表2-2-1、付録3参照）。

図2-2-1 鉱区禁止地域指定箇所

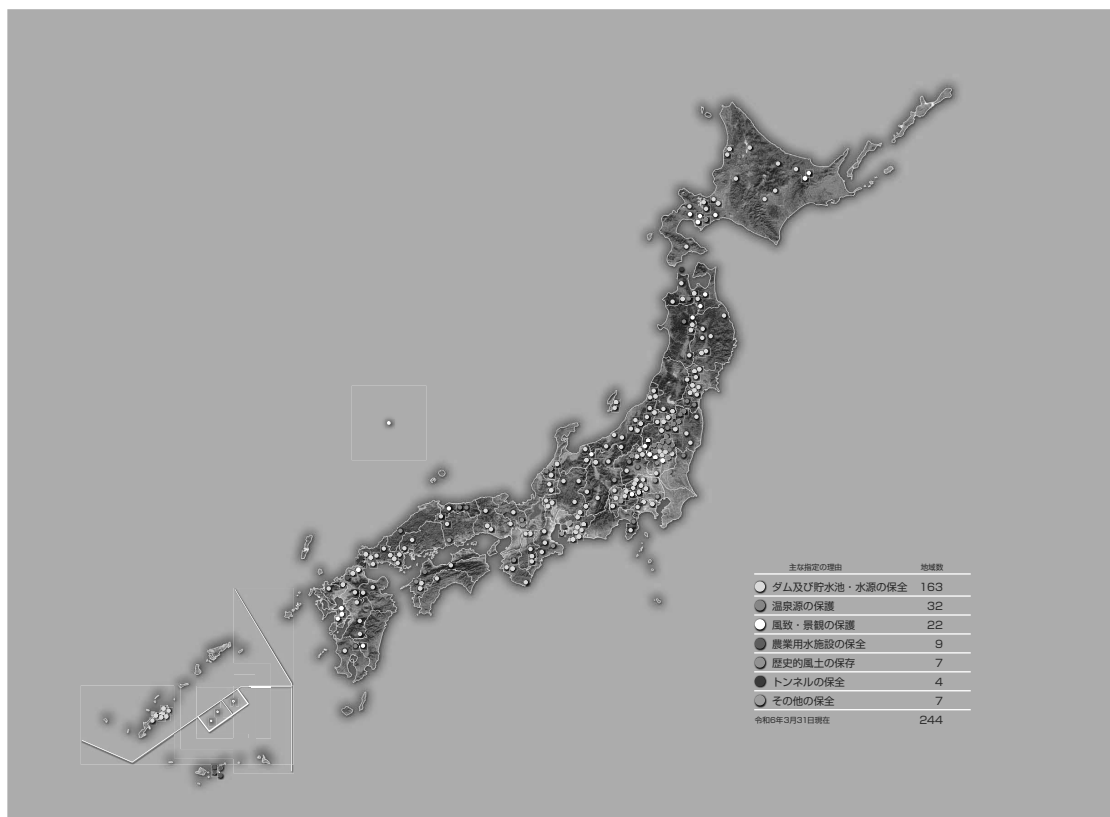


表 2－2－1 主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況

(令和6年3月31日現在)

(単位：件)

主な指定理由	指 定 地域数	年 次 別 内 訳 (年 度)						
		昭和 26～35	36～45	46～55	平成 56～2	3～12	13～22	23～
1 ダム及び貯水池・水源の保全	163	29	43	54	27	4	6	0
2 温泉源の保護	32	28	4	0	0	0	0	0
3 風致・景観の保護	22	13	8	1	0	0	0	0
4 農業用水施設(ため池等)の保全	9	5	0	0	0	4	0	0
5 歴史的風土の保存	7	5	0	0	1	0	1	0
6 トンネル(鉄道施設等)の保全	4	2	0	2	0	0	0	0
7 その他の保全	7	5	0	0	2	0	0	0
合 計	244	87	55	57	30	8	7	0